

公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会
請負工事等総合評価落札方式実施要綱

制定 2024年3月8日

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会契約規程（以下「契約規程」という。）第4条第2項の規定により、価格その他の条件が公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする場合の一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）を実施するにあたり、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 総合評価一般競争入札において落札者を決定する方式（以下「総合評価落札方式」という。）の対象は、一般競争入札により契約を締結する工事及び設計・測量等の工事に関連する業務（以下あわせて「工事等」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 入札者が提示する総合的なコスト縮減、性能・機能、社会的要請等の提案、技術提案に係る施工計画（以下「技術提案」という。）、簡易な施工計画、入札者の施工能力及び社会性・信頼性（以下「施工能力等」という。）と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事等
- (2) 入札者が提示する簡易な施工計画及び入札者の施工能力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事等
- (3) 入札者の施工能力等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事等

(総合評価落札方式による評価の方法)

第3条 総合評価落札方式による評価の方法は、標準点（100点）と入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が提出した技術提案、簡易な施工計画及び施工能力等（以下「技術提案等」という。）に関する資料（以下「技術資料」という。）に基づき算出した評価点（以下「加算点」という。）の合計（以下「技術評価点」という。）を当該入札参加者の消費税及び地方消費税相当額を除いた入札価格（単位：億円。以下「入札価格（税抜）」という。）で除して得られた数値（以下「評価値」という。）をもって行う。

技術評価点＝標準点（100点）＋加算点

評価値＝技術評価点／入札価格（税抜）

2 総合評価落札方式の型式は次のとおりとする。

- (1) 標準型 前条第1号の工事等に該当する場合
- (2) 簡易型 前条第2号の工事等に該当する場合
- (3) 特別簡易型 前条第3号の工事等に該当する場合

(学識経験を有する者の意見聴取)

第4条 総合評価落札方式の実施にあたっては、総合評価一般競争入札に係る申込みのうち価格その他の条件が協会にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「落札者決定基準」という。）を定めようとするときに、あらかじめ、学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）2人以上の意見を聴く（以下「意見聴取」という。）ものとする。

2 前項の規定による意見聴取において、併せて、当該落札者決定基準に基づき落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて学識経験者に意見を聴くものとする。

3 前項において、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、学識経験者から意見聴取するものとする。

(総合評価一般競争入札の適用及び落札者決定基準の決定)

第5条 工事等担当部長は、第2条に基づき総合評価一般競争入札によることの適否を決定するものとする。

2 工事等担当部長は、前条第1項の意見聴取の結果を考慮し、落札者決定基準を決定するものとする。

3 工事等担当部長は、前2項の決定を行うには、原則として別に定める総合評価落札方式に係る事項を審議する委員会（以下「審議委員会」という。）の審議にあらかじめ付さなければならない。

(実施要領書)

第6条 工事等担当部長は、あらかじめ、技術資料についての評価方法及び落札者決定基準等の詳細を定めた総合評価落札方式実施要領書（以下「実施要領書」という。）を定めるものとする。

2 実施要領書には次の掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 総合評価一般競争入札を適用する理由
- (2) 求める技術資料の内容及び提出期限
- (3) 技術資料の評価項目及び評価基準
- (4) 技術資料の要求要件及び欠格事項
- (5) 落札者の決定基準及び決定方法
- (6) 総合評価落札方式での評価結果等が公表されること。
- (7) 技術提案等が達成されなかったときの取扱い
- (8) その他必要と認める事項

(入札公告に掲げる事項)

第7条 総合評価落札方式を実施する際には、入札公告（入札説明書を含む。以下同じ）において、契約規程第4条第1項に規定する事項に加えて、次の事項についても掲げなければならない。

- (1) 総合評価一般競争入札による旨
- (2) 落札者決定基準については、実施要領書に記載する旨

(技術資料のヒアリング)

第8条 工事等担当部長は、必要に応じて入札参加者から提出された技術資料についてヒアリングを実施することができる。

(技術提案等の審査及び評定)

第9条 工事等担当部長は、入札参加者から提示された技術提案等について、施工の確実性、安全性、経済性等を考慮して審査するものとする。

- 2 工事等担当部長は、技術提案等の内容に従うと契約内容に合致した確実な施工ができずに不適切と認めるときは、当該技術提案等を不採用とすることができる。
- 3 工事等担当部長は、入札公告及び実施要領書（以下「入札公告等」という。）において掲げた技術資料の評価基準に基づき、技術資料の評定を実施し、技術評価点を算出するものとする。
- 4 工事等担当部長は、技術提案等の審査及び評定について、原則として審議委員会の審議に付して、前項の技術評価点を算出するものとする。
- 5 工事等担当部長は、第4条第3項の意見聴取を前項の審議委員会における審議において行うものとする。

(落札予定者の決定)

第10条 協会は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす入札者のうち、評価値の最も高い者を落札予定者としてすることとする。

- (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - (2) 入札者が提出した技術資料が、実施要領書で定める欠格要件のいずれにも該当していないこと。
 - (3) 入札者の評価値が、標準点を予定価格（単位：億円）の110分の100で除して得た数値を下回っていないこと。
- 2 前項の評価値で最も高い者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札予定者を定めることとする。ただし、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない協会職員にくじを引かせるものとする。

(入札参加資格等の確認)

第11条 協会は、工事等の総合評価落札方式一般競争入札を実施する場合には、入札公告に定める提出書類等により、入札公告において定めた入札参加資格等を満たす者であることの確認をするものとする。

(落札者の決定)

第12条 工事等の総合評価落札方式一般競争入札を実施する場合には、第10条に

規定する落札予定者が入札参加資格等を満たすとき、当該落札予定者を落札者として決定するものとする。

- 2 第1項において、第9条第5項の意見聴取を行った場合は、その結果を考慮し、当該落札予定者を落札者として決定するものとする。
- 3 第1項の規定により落札者を決定するにあたり、審議委員会の審議に付すことができる。

(評価結果等の公表)

第13条 総合評価落札方式により落札者を決定したときは、次に掲げる事項について公表するものとする。

- (1) 落札者
- (2) 落札者を決定した理由
- (3) 入札者の評価結果

(落札者の施工方法等)

第14条 技術提案等に基づき入札を行い落札した者に対しては、当該技術提案等に基づいて施工させるものとし、技術提案等に係る設計変更等は原則として行わないものとする。

- 2 落札者の技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、契約に基づき落札者は協会の指定する期間内に違約金を支払うものとする。
- 3 前項の場合、落札者が履行した内容に基づく技術評価点を再度算出した後、評価値が落札決定時と同一になるよう価格を再計算し、当該価格と入札価格(税抜)の差額に、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額を違約金の額とする。
- 4 協会は、前3項に掲げる事項について、契約規程第23条第1項に定めるもののほか、別に定める「総合評価一般競争入札による契約に関する特約条項」を加え、契約書を作成するものとする。

(技術提案の使用及び保護)

第15条 技術提案については、その後の工事等において、その内容が公知のものとなった場合は、協会が無償で利用できるものとし、その旨を実施要領書に記載するものとする。ただし、知的財産権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りではない。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

附 則
(施行期日)

- 1 この要綱は、2024年3月8日（以下「施行日」という。）から施行する。

総合評価一般競争入札による契約に関する特約条項

- 1 請負人は、技術提案等に基づき施工するものとし、技術提案等に係る設計変更等は原則として行わないものとする。
- 2 この契約に関して、請負人の技術提案等が達成されなかったときは、自然災害等の不可抗力により達成されない場合を除き、請負人は、発注者の指定する期間内に違約金を支払わなければならない。
- 3 前項の場合、違約金の額は、次の式により算定した額に、取引に係る消費税及び地方消費税相当額を加えた額とする。

$$A - (B + C 2) \div (B + C 1) \times A$$

ただし、

A : 当初の入札価格

B : 標準点 (100 点)

C 1 : 入札時の技術提案等に基づく加算点

C 2 : 技術提案等が達成できなかった場合の加算点

計算の過程では、小数点第 4 位未満を切り捨てる。